

小浜島民俗資料館屋根修繕工事仕様書

1 工事名 小浜島民俗資料館屋根修繕工事

2 工事期間 契約締結日から令和8年3月16日まで

3 目的

竹富町小浜島にある民俗資料館の屋根が経年劣化により雨漏りし、収蔵されている民具が汚損される恐れがあることから、屋根を修繕する必要が生じた。

【工事概要】現在ある資料館は慶田盛家の所有となっている。長年資料館として利用していたが経年劣化により屋根の雨漏りが深刻である。収蔵物については慶田盛家から町が寄託を受けているため、保存管理の観点上汚損の恐れを取り除くため、屋根の修繕工事を行う。

4 設置場所

(1) 小浜島資料館（八重山郡竹富町字小浜2番地）

5 工事の内容

(1) 通則

この仕様書は概要を示すものであり、本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）を準用する。

工事の実施に当たっては、在来の使用を踏襲することを原則とし、疑義が生じた場合は監督職員の指示に従うこととする。

(2) 屋根の修繕

瓦葺の破損部補修及び漆喰目地の塗りなおし、雨漏り部分の修繕を行う。

- ① 製作数 屋根（約115㎡）
- ② 寸法・材質等
 - i) S型赤瓦（漆喰塗）
 - ii) S型花瓦（漆喰塗）
 - iii) 在来雄瓦（漆喰塗）

6 工事を進めるうえでの留意事項

(1) 受注者は、契約締結後ただちに履行完了までのスケジュール表を作成し、発注者に提出すること。

(2) 契約期間中は、安全管理に十分注意すること。特に、設置場所への据付を行うとき

は、転倒による事故を防止するための措置を講ずること。

(3) 設置場所への据付に係る作業（現地の視察、測量等を含む。）を行うときは、あらかじめ発注者と日時の調整を行った上で行うこと。

(4) 工事の進捗状況については、発注者に適宜報告すること。

(5) 作業内容について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者にて速やかに協議の上対応すること。

(6) 安全対策を十分行うこと。

(7) 石積や樹木を損傷しないよう、十分注意すること。損傷した場合は、直ちに報告を行うとともに、原型復旧すること。

7 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。

8 権利関係

本業務の履行に係る成果物の著作権はすべて発注者に帰属することとする。

9 その他

本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務の進捗状況の報告を求めることができるものとする。